

大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

新（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: center;">大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日等） この要綱は、平成28年11月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成29年2月22日から施行し、平成28年10月11日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成31年3月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、令和元年7月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 <u>（施行期日等）</u> <u>この要綱は、令和3年●月●日から施行し、令和3年●月●日から適用する。</u></p> <p>別記（第2条関係） （略）</p> <p>別紙1（認定こども園整備） 1～5 （略）</p> <p>別紙2（幼稚園耐震化整備） 1～5 （略）</p> <p>別紙3（防犯対策整備） 1～5 （略）</p> <p>別表1（算定基準） （略）</p>	<p style="text-align: center;">大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日等） この要綱は、平成28年11月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成29年2月22日から施行し、平成28年10月11日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、平成31年3月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、令和元年7月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 （施行期日等） この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>別記（第2条関係） （略）</p> <p>別紙1（認定こども園整備） 1～5 （略）</p> <p>別紙2（幼稚園耐震化整備） 1～5 （略）</p> <p>別紙3（防犯対策整備） 1～5 （略）</p> <p>別表1（算定基準） （略）</p>

別表2 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、申請年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

< 本体工事費 >

(単位: 千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員 20 名以下	54,400	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	59,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員 21～30 名	57,100		62,900	
定員 31～40 名	66,300		73,100	
定員 41～70 名	75,800		83,400	
定員 71～100 名	98,500		108,300	
定員 101～130 名	118,400		130,200	
定員 131～160 名	137,100		150,700	
定員 161～190 名	155,700		171,300	
定員 191～220 名	173,000		190,400	
定員 221～250 名	191,700		211,000	
定員 251 名以上	213,100		234,300	
特殊附帯工事	8,190			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

2、特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備補助金に計上すること。

3、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額を按分を行うこと。

①「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

②整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額

別表2 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、申請年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

< 本体工事費 >

(単位: 千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員 20 名以下	53,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	58,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員 21～30 名	56,100		61,700	
定員 31～40 名	65,100		71,800	
定員 41～70 名	74,500		81,900	
定員 71～100 名	96,700		106,400	
定員 101～130 名	116,300		127,900	
定員 131～160 名	134,700		148,000	
定員 161～190 名	153,000		168,300	
定員 191～220 名	169,900		187,000	
定員 221～250 名	188,300		207,300	
定員 251 名以上	209,400		230,100	
特殊附帯工事	8,050			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

2、特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備補助金に計上すること。

3、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額を按分を行うこと。

①「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

②整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額

(1号認定子ども分)とすること。

③「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定子ども園施設整備補助金の基準額とすること。

※幼保連携型認定子ども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定子ども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定子ども園にあっては認可定員、幼稚園型認定子ども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事費、仮施設整備工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	<u>1,091</u>	<u>1,200</u>	<u>1,944</u>	<u>2,139</u>
定員 21～30 名	<u>1,237</u>	<u>1,362</u>	<u>2,374</u>	<u>2,611</u>
定員 31～40 名	<u>1,650</u>	<u>1,815</u>	<u>2,877</u>	<u>3,164</u>
定員 41～70 名	<u>2,076</u>	<u>2,286</u>	<u>3,996</u>	<u>4,396</u>
定員 71～100 名	<u>2,930</u>	<u>3,222</u>	<u>5,995</u>	<u>6,595</u>
定員 101～130 名	<u>3,517</u>	<u>3,869</u>	<u>7,195</u>	<u>7,915</u>
定員 131～160 名	<u>4,396</u>	<u>4,836</u>	<u>8,995</u>	<u>9,895</u>
定員 161～190 名	<u>5,275</u>	<u>5,804</u>	<u>9,834</u>	<u>10,818</u>
定員 191～220 名	<u>6,155</u>	<u>6,771</u>	<u>11,473</u>	<u>12,621</u>
定員 221～250 名	<u>7,035</u>	<u>7,739</u>	<u>13,113</u>	<u>14,424</u>
定員 251 名以上	<u>7,915</u>	<u>8,706</u>	<u>14,752</u>	<u>16,227</u>

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定子ども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定子ども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定子ども園にあっては認可定員、幼稚園型認定子ども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定子ども園の幼稚園機能部分

＜本体工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)
定員 20 名以下	<u>38,000</u>
定員 21～30 名	<u>39,900</u>
定員 31～40 名	<u>46,500</u>
定員 41～70 名	<u>53,000</u>
定員 71～100 名	<u>68,800</u>
定員 101～130 名	<u>82,900</u>
定員 131～160 名	<u>95,900</u>

(1号認定子ども分)とすること。

③「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定子ども園施設整備補助金の基準額とすること。

※幼保連携型認定子ども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定子ども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定子ども園にあっては認可定員、幼稚園型認定子ども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事費、仮施設整備工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	1,072	1,179	1,909	2,101
定員 21～30 名	1,215	1,338	2,332	2,564
定員 31～40 名	1,621	1,783	2,826	3,108
定員 41～70 名	2,040	2,245	3,925	4,318
定員 71～100 名	2,878	3,165	5,889	6,478
定員 101～130 名	3,455	3,800	7,068	7,775
定員 131～160 名	4,318	4,751	8,835	9,720
定員 161～190 名	5,182	5,701	9,660	10,627
定員 191～220 名	6,046	6,651	11,270	12,398
定員 221～250 名	6,911	7,602	12,881	14,169
定員 251 名以上	7,775	8,552	14,491	15,940

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定子ども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定子ども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定子ども園にあっては認可定員、幼稚園型認定子ども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定子ども園の幼稚園機能部分

＜本体工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)
定員 20 名以下	37,400
定員 21～30 名	39,200
定員 31～40 名	45,600
定員 41～70 名	52,100
定員 71～100 名	67,600
定員 101～130 名	81,500
定員 131～160 名	94,200

定員 161～190 名	<u>109,000</u>
定員 191～220 名	<u>121,100</u>
定員 221～250 名	<u>134,100</u>
定員 251 名以上	<u>149,100</u>

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員 20 名以下	<u>762</u>	<u>1,361</u>
定員 21～30 名	<u>866</u>	<u>1,661</u>
定員 31～40 名	<u>1,155</u>	<u>2,014</u>
定員 41～70 名	<u>1,454</u>	<u>2,796</u>
定員 71～100 名	<u>2,049</u>	<u>4,198</u>
定員 101～130 名	<u>2,459</u>	<u>5,036</u>
定員 131～160 名	<u>3,077</u>	<u>6,295</u>
定員 161～190 名	<u>3,693</u>	<u>6,882</u>
定員 191～220 名	<u>4,309</u>	<u>8,031</u>
定員 221～250 名	<u>4,924</u>	<u>9,178</u>
定員 251 名以上	<u>5,541</u>	<u>10,326</u>

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×**解体**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

(2)幼稚園耐震化促進事業

<本体工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員 20 名以下	<u>54,400</u>	河内長野市、 豊能町・能勢町・	<u>59,900</u>	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員 21～30 名	<u>57,100</u>		<u>62,900</u>	

定員 161～190 名	107,100
定員 191～220 名	119,000
定員 221～250 名	131,700
定員 251 名以上	146,400

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員 20 名以下	749	1,337
定員 21～30 名	851	1,632
定員 31～40 名	1,135	1,978
定員 41～70 名	1,428	2,747
定員 71～100 名	2,013	4,123
定員 101～130 名	2,416	4,947
定員 131～160 名	3,022	6,184
定員 161～190 名	3,627	6,760
定員 191～220 名	4,233	7,889
定員 221～250 名	4,837	9,016
定員 251 名以上	5,443	10,143

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

(2)幼稚園耐震化促進事業

<本体工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員 20 名以下	53,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・	58,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員 21～30 名	56,100		61,700	

定員 31～40 名	<u>66,300</u>	岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	<u>73,100</u>
定員 41～70 名	<u>75,800</u>		<u>83,400</u>
定員 71～100 名	<u>98,500</u>		<u>108,300</u>
定員 101～130 名	<u>118,400</u>		<u>130,200</u>
定員 131～160 名	<u>137,100</u>		<u>150,700</u>
定員 161～190 名	<u>155,700</u>		<u>171,300</u>
定員 191～220 名	<u>173,000</u>		<u>190,400</u>
定員 221～250 名	<u>191,700</u>		<u>211,000</u>
定員 251 名以上	<u>213,100</u>		<u>234,300</u>
特殊 附 帯 工 事	<u>8,190</u>		
設 計 料 加 算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%		

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮設施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	<u>1,091</u>	<u>1,200</u>	<u>1,944</u>	<u>2,139</u>
定員 21～30 名	<u>1,237</u>	<u>1,362</u>	<u>2,374</u>	<u>2,611</u>
定員 31～40 名	<u>1,650</u>	<u>1,815</u>	<u>2,877</u>	<u>3,164</u>
定員 41～70 名	<u>2,076</u>	<u>2,286</u>	<u>3,996</u>	<u>4,396</u>
定員 71～100 名	<u>2,930</u>	<u>3,222</u>	<u>5,995</u>	<u>6,595</u>
定員 101～130 名	<u>3,517</u>	<u>3,869</u>	<u>7,195</u>	<u>7,915</u>
定員 131～160 名	<u>4,396</u>	<u>4,836</u>	<u>8,995</u>	<u>9,895</u>
定員 161～190 名	<u>5,275</u>	<u>5,804</u>	<u>9,834</u>	<u>10,818</u>
定員 191～220 名	<u>6,155</u>	<u>6,771</u>	<u>11,473</u>	<u>12,621</u>
定員 221～250 名	<u>7,035</u>	<u>7,739</u>	<u>13,113</u>	<u>14,424</u>
定員 251 名以上	<u>7,915</u>	<u>8,706</u>	<u>14,752</u>	<u>16,227</u>

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

定員 31～40 名	65,100	岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	71,800
定員 41～70 名	74,500		81,900
定員 71～100 名	96,700		106,400
定員 101～130 名	116,300		127,900
定員 131～160 名	134,700		148,000
定員 161～190 名	153,000		168,300
定員 191～220 名	169,900		187,000
定員 221～250 名	188,300		207,300
定員 251 名以上	209,400		230,100
特殊 附 帯 工 事	8,050		
設 計 料 加 算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%		

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮設施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	1,072	1,179	1,909	2,101
定員 21～30 名	1,215	1,338	2,332	2,564
定員 31～40 名	1,621	1,783	2,826	3,108
定員 41～70 名	2,040	2,245	3,925	4,318
定員 71～100 名	2,878	3,165	5,889	6,478
定員 101～130 名	3,455	3,800	7,068	7,775
定員 131～160 名	4,318	4,751	8,835	9,720
定員 161～190 名	5,182	5,701	9,660	10,627
定員 191～220 名	6,046	6,651	11,270	12,398
定員 221～250 名	6,911	7,602	12,881	14,169
定員 251 名以上	7,775	8,552	14,491	15,940

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

別表 3

1

1 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) (略)	<u>ア</u> 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 <u>イ</u> <u>衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事、手洗い場の設置・改修(1園当たり300万円以上の事業を対象とする。)</u>
(2) (略)	(略)
<u>(3)施設の冷暖房設備の設置</u>	<u>分散保育のために空き教室等を活用する際に、熱中症対策等を目的として必要となった施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事(1園当たり300万円以上の事業を対象とする。)</u>
<u>(4)施設の模様替</u>	(略)
<u>(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</u>	(略)
<u>(6)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</u>	(略)
<u>(7)特殊付帯工事</u>	(略)
<u>(8)土砂災害等に備えた施設の一部改修等</u>	(略)
<u>(9)耐震化等整備事業</u>	(略)
<u>(10)その他施設における大規模な修繕等</u>	(略)

2 (略)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

別表 3

1

1 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) (略)	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) (略)	(略)
<u>(3)施設の模様替</u>	(略)
<u>(4)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</u>	(略)
<u>(5)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</u>	(略)
<u>(6)特殊付帯工事</u>	(略)
<u>(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等</u>	(略)
<u>(8)耐震化等整備事業</u>	(略)
<u>(9)その他施設における大規模な修繕等</u>	(略)

2 (略)